

契約に関するトラブル



事例

Case

数ヶ月前に、新聞の勧誘員から「〇〇のコンサートチケットをサービスします。」と言われ、以前からファンだったので契約書の内容もろくに確認せず名前を書いた。先日から新聞が配達されはじめたので販売店に問い合わせると、「今月から3年間契約している。今さら解約は無理。」と言われた。ニュースなどはネットで確認できるので、新聞は不要なのだが…。

アドバイス

Advice

クーリング・オフ期間内であれば無条件解約が可能だが…

訪問販売で新聞購読を契約した場合には、契約書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、クーリング・オフ（無条件解約）ができます。クーリング・オフ期間を過ぎると、原則として、一方的に解約することはできません。この場合、販売店と消費者との話し合いで解決するしかありません。解約料や契約時に受け取った景品相当額の返金を求められることもあります。

ポイント Point

景品などで強引に勧誘されたり、長期間・数年先の契約はトラブルの元！ 必要のないものはキッパリ断る！

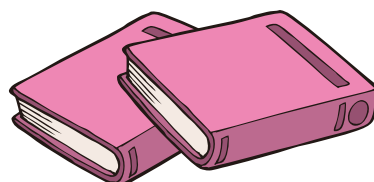


販売店が購読契約の勧誘時に提供できる景品の上限額は、6ヶ月分の購読料の8%までと決められています。また、購読料の値引きやスポーツ紙などの無償提供は禁止されています。もらうのも要求するのもやめましょう。

事例

Case

インターネット通販で本を購入しようと思い、書籍販売サイトの注文画面で商品購入ボタンをクリックしたが、なかなか画面が変わらない。そこで、再度決定ボタンを押すと、同じ本を2冊購入したことになってしまったのだが、返品はできるのだろうか？



アドバイス

Advice

通販には法的なクーリング・オフの規定はない 返品できるかどうかは販売者の規定による

購入の際に何らかの問題で、二重購入した際は、返品に関する規定（返品特約）を確認し、不明な場合は販売者に問い合わせましょう。通販には法的なクーリング・オフの規定はありません。返品の可否については、販売者の定める規定によります。ただし返品特約の表示がない時は、商品を受け取った日から数えて8日以内であれば、返品の送料を購入者が負担することで、返品は可能です。インターネット通販を利用する際は、注文をする前に、商品の説明や購入代金の支払方法や返品規定などをしっかり読み、不明な点があれば販売者に確認しましょう。



インターネットでの契約

携帯電話、スマートフォン、パソコン等を使ったインターネットでも契約は成立しますので、インターネット画面のクリックボタンは安易に押さず、よく考えてからクリックする必要があります。ただし、申込のクリックをした後に、本当にこの内容で契約してよいのか確認する画面がない場合、消費者は業者に、契約は無効（初めから契約はなかった）と主張できます。

確認画面がある場合

- 商品／スニーカー
- 個数／1個

価格 7,800円
(消費税込)



今、若者に大人気のスニーカーです。

購入します

申込画面

- 商品／スニーカー
- 個数／1個

価格 7,800円
(消費税込)



上記の商品を購入します。よろしいですか？

はい

キャンセル

確認画面